

デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する検討事項（案）

1. 基本的な考え方

我が国において、デジタル・ネットワーク社会に対応した知の拡大再生産の実現を前提として、我が国の豊かな出版文化を次代へと着実に継承しつつ、広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することが重要な課題となっている。（懇談会報告抜粋）

- 国民が広く出版物にアクセスするためには、図書館と民間の適切な役割分担を踏まえた上で、その環境整備を連携して行うことが重要である。
- 図書館と民間の役割分担を定めるに当たっては、特に、国会図書館が行うサービスやその際に取り扱うこととなる出版物の範囲について検討することが必要である。

2. 国会図書館が担うべき役割について

国民の「知のアクセス」を確保するため、国会図書館が保有する知の集積（電子アーカイブ）を活用することが重要である。（懇談会報告要旨）

- 国会図書館が保有する電子アーカイブの活用にあたっては以下の点について検討が必要ではないか。

(1) 検討事項① 国会図書館からの送信サービスについて

- ① 国会図書館が行う送信サービスの検討の開始にあたっては、以下の視点に基づいて議論を進めていくことでよいか。

ア. サービスの提供コンテンツについては、納本された紙媒体の出版物に係るデジタルデータを利用すること

イ. 送信サービスにあたっては、現状どおり、イメージファイルにより提供をすること

ウ. 送信サービスの実施にあたっては、原則的に権利者の許諾を得ること

② 送信サービスの対象となる出版物の範囲については、以下の視点に基づいて考えてはどうか。

市場での流通の実態などの観点から、対象範囲を限定する必要があると考えるが、どうか。その場合は、例えば以下のような視点に基づき、整理を行ってはどうか。

- i 明治期、大正期、昭和期（戦前期、戦後期）、平成期等の刊行年代による区分
- ii 相当な期間において重版されていないもの
- iii 学術分野の出版物等、その種別ごとの区分
- iv 出版形態（書籍、雑誌等）ごとの区分

(※) 著作権が消滅した作品（PD 作品）については原則的には利用主体を限定することなく、自由な利活用が行われるべきと考えるが、どうか。

(※) 著作権者が不明の作品の利用にあたっては裁定制度の活用とともに別途対応策の検討が必要となるか。

③ 送信範囲や方法については、以下のどのような方法とするか。

パターン1 国会図書館から各家庭等の端末まで送信を行う。

パターン2 国会図書館から地域の公立図書館、大学図書館等まで送信を行う。

ア. 送信サービスにおいては、同一の出版物について、所蔵冊数を超える人数の同時利用については認めないとする考え方についてはどうか。

イ. 受信側は閲覧のみとし、プリントアウト等を制限するという考え方についてはどうか。

ウ. 国会図書館が既に実施している近代デジタルライブラリーとの関係はどう整理したらよいか。

(2) 検討事項② 国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて

- 利用者の利便性の向上のために、国会図書館の蔵書を用いた本文検索などの検索サービスの導入が必要と考えるが、どうか。
- 検索用のファイルとしては、テキストファイルを利用することが必要ではないか。

(3) 検討事項③ アーカイブデータの民間等への提供について

民間ビジネス等へのアーカイブデータの提供の在り方について、どのように考えるべきか。例えば、①アーカイブデータ提供の意義、②提供体制、方法等について検討するべきと考えるが、どうか（集中管理体制の在り方については別途検討予定）。

3. 公立図書館等の役割について

公立図書館等が整備する電子アーカイブや送信サービスについては、公共図書館等の担当役割を踏まえた上で、国会図書館が実施する事業や民間における送信サービスとの調和をもって進めることが必要と考えるが、どうか。

(以上)